

札幌市自転車活用推進計画 (概要版)

札幌市



01 計画策定の趣旨

計画の背景と目的

札幌市の自転車施策は、平成23年度に策定した「札幌市自転車利用総合計画」に基づき、自転車走行空間の明確化、総合的な駐輪対策の推進、ルールやマナーの効果的な周知と啓発などの、安全な自転車利用環境の実現に向けた取組を進めてきました。

また、国では、自転車の活用による環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどの新たな課題に対応するため、平成29年に自転車活用推進法を施行しています。同法では、地方自治体が地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた地方版の自転車活用推進計画を策定することが努力義務として記されています。

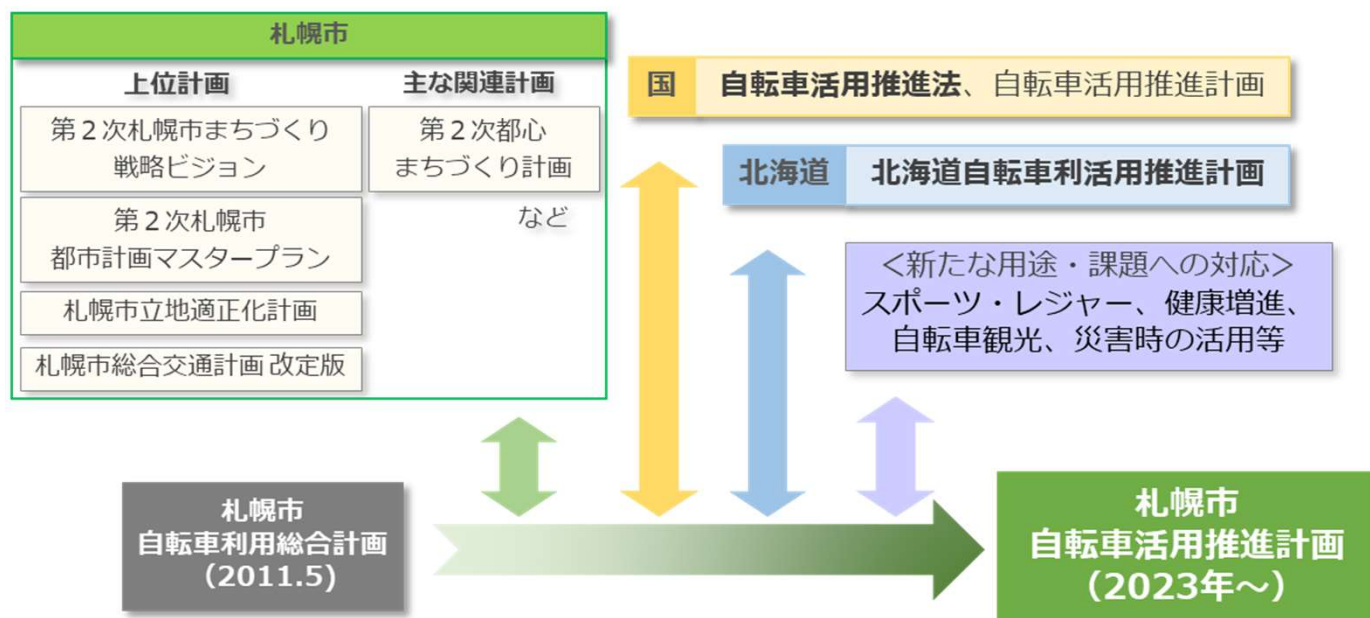
自転車の果たす役割は、これまでの通勤や通学、買い物などの日常生活における身近な交通手段としての役割に加え、スポーツ・レジャーや健康増進、自転車観光、災害時の活用など様々な用途に広がりを見せています。

これらの社会情勢や役割の変化に対応するため、札幌市では、自転車施策を総合的かつ効果的に展開することを目的とし、札幌市自転車利用総合計画をベースに、「札幌市自転車活用推進計画」として再整理しました。これまでの施策の継続・拡大に加え、自転車利用の更なる多様化を見据えた施策展開を行うことで、安全・安心な道路交通の実現や、地域活性化、環境改善、SDGsへの貢献を図ります。

- 本計画の対象区域は、札幌市内全域とします。
- 本計画は、令和5年度（2023年度）からおおむね10年間とします。

計画の位置づけ

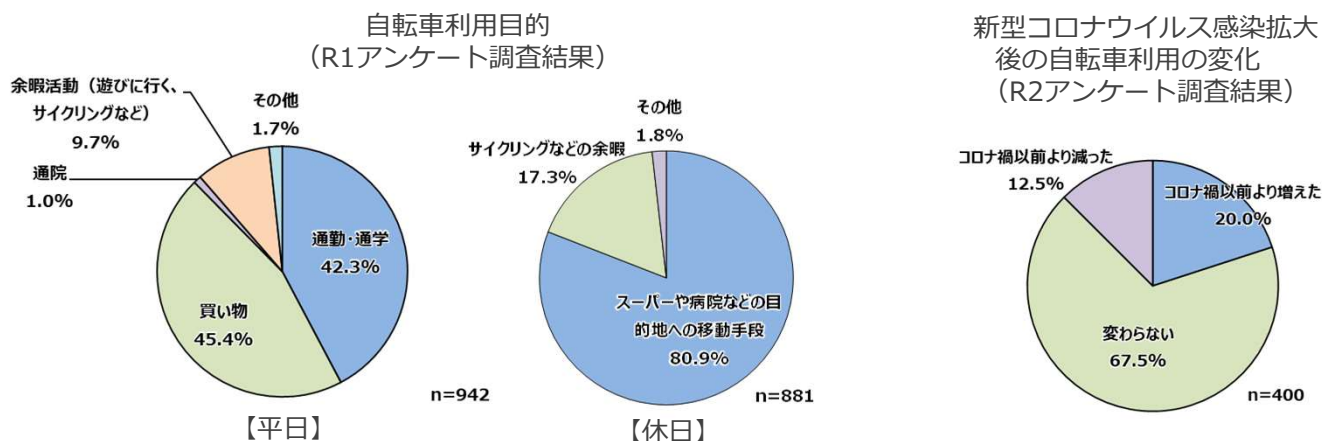
本計画は、自転車活用推進法に基づく地方版の自転車活用推進計画として策定するものであり、札幌市自転車利用総合計画の施策と連携・整合を図りながら、北海道の条例や計画、札幌市の上位計画・関連計画における自転車の活用に関する考え方や新たな用途・課題に対応する施策を加え、再整理したものです。



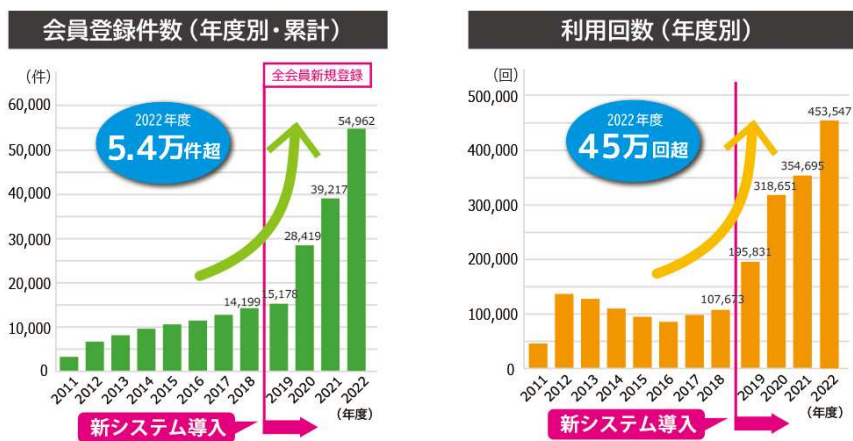
02 自転車利用環境の現況・課題

札幌市の自転車を取り巻く現況

- 日常的に自転車を利用する方を対象としたアンケート調査では、平日の利用目的は通勤・通学が約4割、買い物・通院が約5割となっており、休日においても、日常生活での移動手段としての利用が約8割を占めています。
- 余暇活動としての利用は、平日が約1割、休日が約2割となっています。
- 新型コロナウイルス感染拡大により移動手段として自転車を選択する機会が増えた人は約2割となっています。



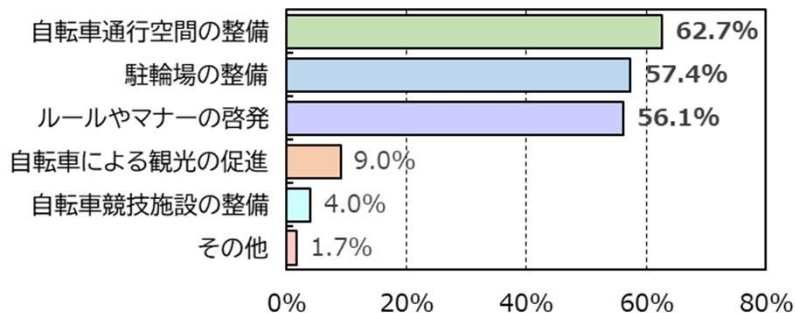
- 札幌市内では、平成23年から民間事業者がシェアサイクル事業「札幌みんなのサイクル ポロクル」を運営しています。ポロクルは短時間の利用のほか、1日パスの設定や、電動アシスト付自転車の導入により長距離利用を可能にするなど様々なニーズに対応しており、近年利用が拡大しています。



▲ポロクルの会員登録件数と利用回数 (ポロクル資料)

- 市民アンケートでは、今後札幌市が特に力を入れるべき自転車施策として、自転車の通行空間の整備や、駐輪場の整備、ルールやマナーの啓発に対するニーズが高いことが分かりました。
- あわせて、近年の自転車利用実態の変化や活用方法の広まりを踏まえた自転車利用環境の整備が重要となっています。

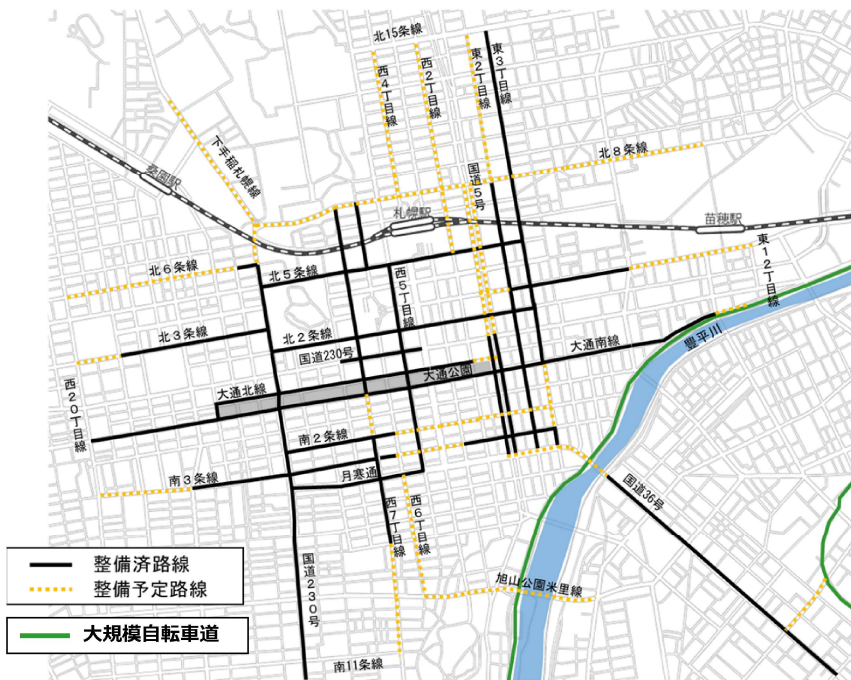
特に力を入れていくべき自転車施策 (R1アンケート調査結果)



これまでの自転車施策による効果と課題

□自転車走行空間の明確化

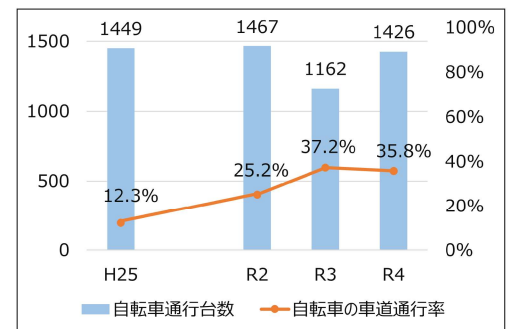
- 「札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み」に基づいて、自転車通行空間整備（矢羽根型路面表示の設置）に取り組んでおり、令和4年度末時点で当初計画路線33.8kmのうち約7割の整備が完了しています。
- <効果> 矢羽根型路面表示の整備区間では、整備前と比べて自転車の車道通行率が上昇しています。
- <課題> 今後は、都心部だけでなく、自転車利用の多い地下鉄・JR駅周辺などでの矢羽根型路面表示の整備拡大に加え、自転車歩行者専用道路同士の連携による安全な自転車ネットワーク確保も課題となっています。



都心部における自転車通行空間の整備状況（令和4年5月車道通行率調査時点）



矢羽根型路面表示の整備事例



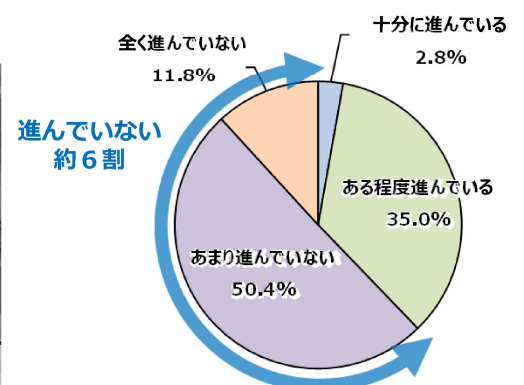
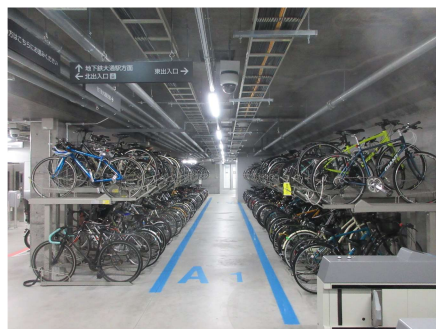
都心部の自転車の車道通行率の変化（定点10箇所・8時台）

□総合的な駐輪対策の推進

- 駐輪需要が多い地下鉄駅を中心に、駐輪場用地の取得のほか、道路の地下空間の活用や民間との連携など、様々な手法により駐輪場整備を行うとともに、放置禁止区域を拡大し、放置自転車の撤去の取組も行っています。
- <効果> 平成23年度から令和4年度までで、駐輪施設の容量は約2割増加（48,797台→59,500台）、放置自転車の撤去台数は約4割減少（22,866台→12,804台）しています。
- <課題> 一部の地区では、駐輪需要に対応した駐輪容量が確保されておらず、こうした地区で駐輪容量の確保を進めるとともに、駐輪場整備に併せて放置禁止区域を指定し路上放置自転車の削減に取り組む必要があります。



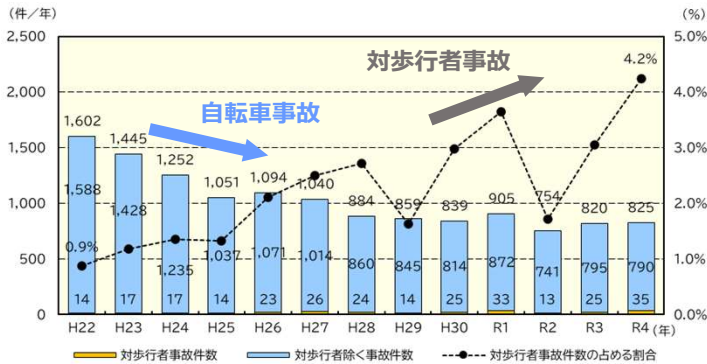
西2丁目線地下自転車等駐車場（R4.4供用開始）



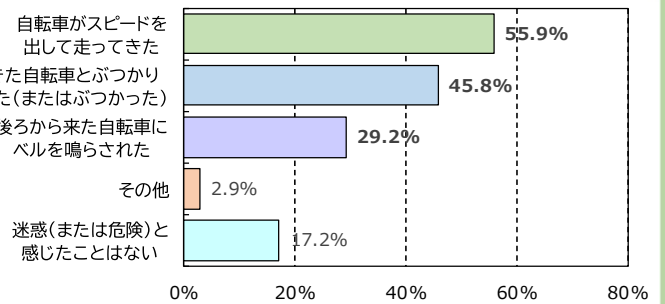
札幌市内の駐輪場の整備状況についての意見（R1アンケート調査結果）

□ルールやマナーの効果的な周知と啓発

- 「自転車マナー推進地区」の設定や、街頭啓発、交通安全教室の実施など、自転車のルールやマナーについて幅広く効果的に周知と啓発を図り、安全な自転車利用環境の構築に取り組んできました。
- <効果> 札幌市の自転車関連の人身事故件数は、近年減少傾向にあり、令和4年には825件と、平成22年から半減しています。
- <課題> 自転車関連の事故が減少傾向にあるなか、自転車対歩行者の事故は近年減少がみられないことや、自転車の通行マナーが悪く歩行者が危険と感じる場面があり、事故減少に向けて自転車利用者を対象としたルール・マナーの啓発が特に重要です。



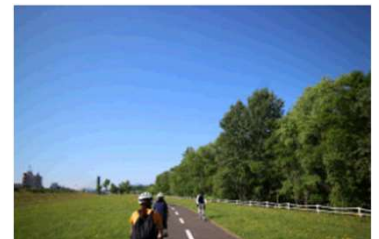
自転車関連の人身事故発生件数



歩道歩行中に自転車を迷惑（又は危険）と感じた経験（R1アンケート調査結果）

□自転車利用の多様化への対応

- 近年、自転車は日常生活における身近な移動手段としての役割に加え、様々な用途へ広がりを見せています。
- また、自転車は自動車に比べて燃料や免許が不要で、駐車スペースが小さく小回りが利くとともに、徒歩に比べて長い距離を移動できる利点があり、災害時の移動手段としての利便性が見直されています。
- 社会情勢の変化や自転車利用者の意識の変化を踏まえ、自転車利用の多様化や自転車利用ニーズに対応した取組を進めることが重要になっています。



自転車観光・サイクリングの様子▶
(出典：ようこそSAPPORO HP)

課題の整理

札幌市自転車利用総合計画で位置付けた3つの施策の方向性「自転車走行空間の明確化」「総合的な駐輪対策の推進」「ルールやマナーの効果的な周知と啓発」は、一定の効果が現れてきており、今後も取組を着実に進めていく必要があります。さらに、自転車の利用者や活用の場面が多様化していることを踏まえ、新たな課題にも対応していく必要があります。

これまでの進捗に対する課題と新たな課題

| 自転車走行空間の明確化 | 総合的な駐輪対策の推進 |
|----------------------|----------------------------------|
| 自転車通行空間整備の更なる推進 | エリアごとの需要を考慮した駐輪場の整備と情報発信 |
| 矢羽根型路面表示の効果的な運用 | 放置自転車の減少に向けた取組 |
| 幅員構成の見直しによる通行空間整備の検討 | |
| ルールやマナーの効果的な周知と啓発 | 【新たな課題】自転車利用の多様化への対応 |
| 自転車利用のルール・マナーの啓発 | 安全に自転車を利用するための保険加入等の啓発 |
| 自動車ドライバーに対する啓発 | 社会情勢や市民意識の変化に合わせた新たな自転車利用ニーズへの対応 |

03 目標と基本方針

□自転車利用等に係る現状・課題などを踏まえ、計画の目標並びに目標の実現に向けた計画の基本方針を下記のとおり設定します。

計画の目標

『安全で快適な自転車利用環境の実現による 魅力的なまちづくり』

札幌市では、自転車利用者の9割以上は冬期に他の移動手段を利用している状況にあることを踏まえると、四季を通じて誰もが快適に移動できる交通体系を維持していくことが求められます。

そのため、都市の交通体系の骨格は公共交通機関が担い、これからの札幌市のまちづくりにおいて重要な移動手段である自転車を“公共交通機関を相互補完する移動手段の一つ”として位置付けるとともに、札幌市自転車利用総合計画が目指した目標を引き継ぎ、歩行者・自転車・自動車が調和した誰もが安全に道路を利用できる環境を実現し、自転車の特性が十分に発揮されることで、まちの魅力向上や環境改善、健康増進等に寄与することを目指します。

基本方針

目標の実現のために、札幌市自転車利用総合計画の考え方を継続・拡大し、これまでの「自転車通行空間の整備」「総合的な駐輪対策の推進」「自転車の安全利用の促進」を着実に推進することを重視しつつ、新たな観点として「幅広い自転車活用機会の創出」を取り入れた4つの基本方針を設定しました。

1. 自転車通行空間の整備

これまでの取組の効果や、地域課題、多様な利用者のニーズなどを踏まえながら、自転車通行位置の明確化の更なる推進や、既存の自転車ネットワーク同士の連携、道路の計画や整備などに合わせた自転車通行空間の確保などを推進します。

2. 総合的な駐輪対策の推進

駐輪場の確保の状況や地域・利用者のニーズを踏まえ、公共駐輪場整備や放置自転車対策、「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」の見直しによる適正な駐輪台数の確保などを組み合わせ、安全で快適な歩行空間の確保や景観保全を目指します。

3. 自転車の安全利用の促進

道路利用の安全性向上を図るうえでは、ハード対策に加えて、ルールやマナーを守った利用などが重要です。自転車利用者や自動車ドライバーの安全意識を高め、ルールの遵守・マナーの向上により自転車事故の減少を目指します。

4. 幅広い自転車活用機会の創出

札幌市内でより自転車利用を楽しめる環境を提供することで、新たな観光の魅力づくりや市民の健康づくりに寄与することが期待されます。また、自転車はその機動性の高さから災害時の移動手段としての活用が期待されており、災害発生時にその効果が発揮できるように活用体制を構築します。

04 実施を進める施策

施策体系

現状の課題を解決するとともに、健康増進や環境改善などの自転車の利点も踏まえながら、目標の実現に向けて効率的かつ効果的に自転車利用を推進できるよう、基本方針ごとに事業の展開を図ります。

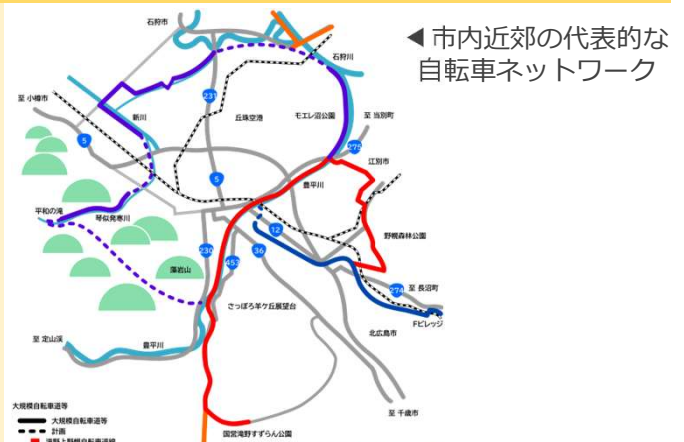
| 課題 | 基本方針 | 実施を進める施策・取組 |
|---------------------------------|-------------------------|--|
| 自転車通行空間整備の更なる推進 | 基本方針 1 自転車通行空間の整備 | 1 自転車ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行位置の明確化 ・自転車ネットワークの機能強化 |
| 矢羽根型路面表示の効果的な運用 | | 2 安全で快適な通行環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・路上駐車抑制に関する取組 ・荷さばき駐車車両の対策 ・自転車が通行しやすい道路空間の確保 ・都心部の交通環境向上策に合わせた取組の推進 |
| 幅員構成の見直しによる通行空間整備の検討 | | |
| エリアごとの需要を考慮した駐輪場の整備と情報発信 | 基本方針 2 総合的な駐輪対策の推進 | 3 公共駐輪場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた駐輪場の整備 ・まちづくりと連携した駐輪環境の整備 ・既存駐輪場の機能拡大 |
| 放置自転車の減少に向けた取組 | | 4 民間による駐輪場整備の制度検討 <ul style="list-style-type: none"> ・附置義務駐輪制度の適正化に向けた調査・検討 |
| 自転車利用のルール・マナーの啓発 | 基本方針 3 自転車の安全利用の促進 | 5 放置自転車対策 <ul style="list-style-type: none"> ・放置禁止区域の拡大・周知 ・駐輪場位置の周知 ・駐輪場の利用ルールの周知 |
| 自動車ドライバーに対する啓発 | | 6 自転車ルール・マナーの周知、啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都心部におけるマナー啓発 ・広報ツールの作成と活用 ・自転車安全教室などの実施 ・事業者に対する自転車利用の啓発 ・出前講座の実施 |
| 安全に自転車を利用するための保険加入等の啓発 | | 7 安全・安心な自転車利用の更なる促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車保険の加入促進に向けた周知・啓発 ・ヘルメット着用の促進に向けた取組 |
| 社会情勢や市民意識の変化に合わせ新たな自転車利用ニーズへの対応 | 基本方針 4 幅広い自転車活用機会の創出 | 8 楽しめるサイクリング環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の観光への活用 ・サイクリングマップの配布拡大 ・サイクルルートとの連携 |
| | | 9 シェアサイクルの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルの更なる利用促進 ・シェアサイクルから得られるビッグデータ等の活用の検討 ・災害時のシェアサイクルの活用 |

基本方針 1 自転車通行空間の整備

施策 1 自転車ネットワークの充実

車道混在（矢羽根型路面表示）を基本的な形態とし、車道上での自転車通行位置の明確化を行います。都心部では、新たに整備された公共駐輪場に接続する路線を追加するなど、計画路線の見直しを行いながら整備を進めます。都心部以外では、地域交流拠点や駅等の周辺などの乗り継ぎのために自転車を多く利用する地区や、自転車関連の事故件数が多い地区において整備を進めます。

また、自転車ネットワークを相互に連携させ有効に活用できるよう、道路等の状況を考慮した連携方法を検討・導入するとともに、既存ネットワークの適切な維持管理を行い、自転車利用環境の充実を図るほか、都心部と目的地を自転車ネットワークで連絡することで広域的な周遊観光の実現を目指します。



◀ 市内近郊の代表的な自転車ネットワーク



市内の自転車歩行者専用道路(札幌恵庭自転車道線・白石こころーど)▶

取組

- ◎自転車通行位置の明確化
- ◎自転車ネットワークの機能強化

施策 2 安全で快適な通行環境の創出

自転車の車道通行を推進するためには、安全で快適に車道を通行できる環境を確保することが重要です。路肩に駐車車両があると、駐車車両を避けて自転車が車道側に飛び出す危険や、歩道を通行することが考えられるほか、自転車が歩道を通行すると歩行者との接触事故等を引き起こす可能性があるため、路上駐車の抑制に取り組みます。

また、道路の計画や整備などを行う際は、道路ごとに求められる機能や交通状況等に応じて道路の幅員構成を適切に設定し、自転車が通行しやすい路肩幅員の確保について配慮するなど、自転車が安全で快適に通行できる道路空間の確保を目指します。



◀ ドライバー向けの啓発チラシ 車線数の見直しなどによる路肩幅員の確保事例

取組

- ◎路上駐車の抑制に関する取組
- ◎荷さばき駐車車両の対策
- ◎自転車が通行しやすい道路空間の確保
- ◎都心部の交通環境向上策に合わせた取組の推進

基本方針2 総合的な駐輪対策の推進

施策3 公共駐輪場の整備

公共駐輪場の地区ごとの需要を考慮し、駐輪容量が不足するエリアに駐輪場を整備するなど、需要に応じた適正な駐輪容量の確保に努めるとともに、適切な運用による利便性の確保が重要です。整備にあたっては、用地の確保に時間や費用を要するため、まちづくり等の計画に併せた駐輪場整備や、平面駐輪場を複層式にするなどの既設駐輪場用地を活用した整備のほか、未利用地等を活用した暫定駐輪場の整備など、様々な手法により需要に応じた駐輪場の確保を目指します。



路外駐輪場
(東区役所前第3駐輪場)

取組

- ◎需要に応じた駐輪場の整備
- ◎まちづくりと連携した駐輪場の整備
- ◎既存駐輪場の機能拡大

施策4 民間による駐輪場整備の制度検討

札幌市では、「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」により、大量の駐輪需要を生じさせる商業施設等の建設に際して、商業施設等が利用者用の駐輪場を整備することを定めています。この附置義務駐輪制度について、施設の需要に対応した適切な駐輪場が配置されるよう、実態調査や都市開発の事例調査、ヒアリング等の結果に基づき、見直しを行います。

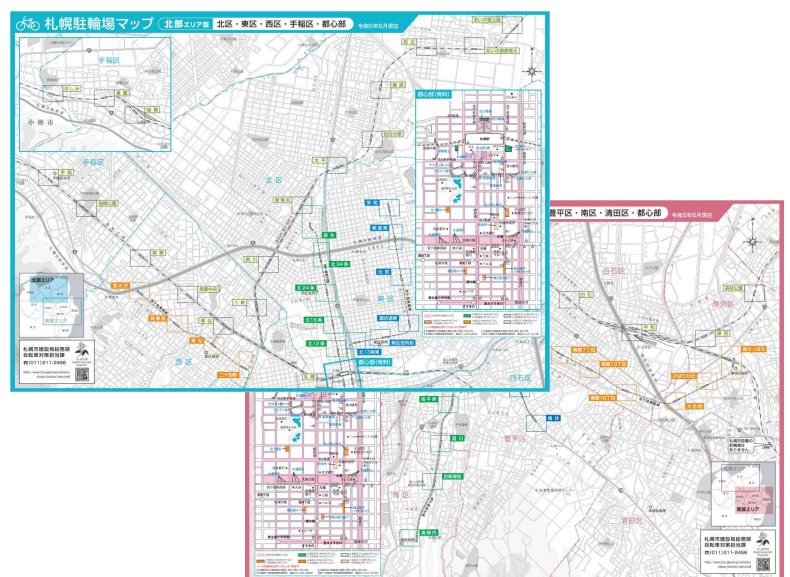
取組

- ◎附置義務駐輪制度の適正化に向けた調査・検討

施策5 放置自転車対策

駐輪場の整備と合わせて、放置禁止区域の拡大や駐輪場マップの配布などにより、適切な駐輪場利用を促進することで放置自転車の抑制を図るとともに、放置禁止区域では、放置自転車の撤去を行い、適正な駐輪場利用を促します。

また、放置自転車は回収作業だけでなく保管・処分にも費用がかかるため、引き続き放置自転車についての広報・周知に努め、市民の理解のもとルール遵守の機運を醸成し、適正な駐輪場利用を推進する必要があります。



札幌市駐輪場マップ

取組

- ◎放置禁止区域の拡大・周知
- ◎駐輪場位置の周知
- ◎駐輪場の利用ルールの周知

基本方針3

自転車の安全利用の促進

施策6 自転車ルール・マナーの周知、啓発活動の推進

札幌市の自転車関連の事故は、全人身事故の2割を占めています。また、歩行者が自転車を危険と感じたことがあるという意見や、自転車のルール・マナーに関する啓発活動を必要と感じる意見も多く寄せられています。

加えて、近年の自転車利用の多様化や、新たに自転車を利用する機会の増加などから、様々な自転車利用者に合わせてルール・マナーの周知・啓発が必要です。

誰もが安全・安心に利用可能な道路交通環境を創出するため、関係機関と連携して、自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーや歩行者にも自転車利用に関するルール・マナーの周知・啓発活動を進めます。



自転車安全利用広報啓発ツール冊子「セーフティ自転車ライダーのススメ！」

取組

- ◎都心部におけるマナー啓発
- ◎広報ツールの作成と活用
- ◎自転車安全教室などの実施
- ◎事業者に対する自転車利用の啓発
- ◎出前講座の実施

施策7 安全・安心な自転車利用の更なる促進

北海道自転車条例では、万が一事故を起こしてしまった時の備えとして、自転車損害賠償保険等の加入を推奨しており、札幌市でも保険加入の重要性を周知し、加入に向けた啓発活動を行います。

また、令和5年4月に道路交通法の一部を改正する法律が施行され、自転車の運転者は、年齢を問わず、乗車用ヘルメットの着用が定められました。札幌市では、啓発ポスターの掲示に加え、交通安全イベントでの着用体験会を実施するなど、ヘルメット着用の促進に向けた取組の充実を目指します。



各種啓発ポスター

取組

- ◎自転車保険の加入促進に向けた周知・啓発
- ◎ヘルメット着用の促進に向けた取組

その他の自転車の安全利用に関する取組

- ・自転車通行位置の明確化（基本方針1 施策1）
- ・路上駐車の抑制に関する取組、荷さばき駐車車両の対策、自転車が通行しやすい道路空間の確保（基本方針1 施策2）
- ・シェアサイクルから得られるビッグデータ等の活用の検討（基本方針4 施策9）など

基本方針4 幅広い自転車活用機会の創出

施策8 楽しめるサイクリング環境の創出

国や北海道において、サイクルツーリズムの取組が推進されており、札幌市でもこの機運の高まりを捉えて、サイクリング環境の創出に取り組めます。道内外のサイクリストが自転車ツーリングを楽しめる環境が生まれ、市民にとっても気軽にサイクリングを楽しむことができ、市民の健康増進にも寄与することが期待できます。

取組

- ◎自転車の観光への活用
- ◎サイクリングマップの配布拡大
- ◎サイクルルートとの連携



施策9 シェアサイクルの展開

シェアサイクルは、市民や観光客に短距離の面的な移動手段を提供し、既存の公共交通と連携した交通ネットワーク形成に貢献するほか、1台の自転車を複数の利用者が利用し、専用のスペース（ポート）に停めることで、駐輪スペースをシェアし有効活用できるため、駐輪場需要の削減につながることを期待されています。札幌市は、都市としての魅力と活力を高め、まちづくりの一役を担っているシェアサイクルの公共性を踏まえ、更なる利便性向上に向けた様々な取組を進めます。

取組

- ◎シェアサイクルの更なる利用促進
- ◎シェアサイクルから得られるビッグデータ等の活用の検討
- ◎災害時のシェアサイクルの活用



目標値の設定

本計画では、国や北海道の計画目標年次などを踏まえ、本計画の折り返し地点である令和9年度の間目標を設定しています。計画終了年の目標値については、中間目標の達成状況等を踏まえ設定します。

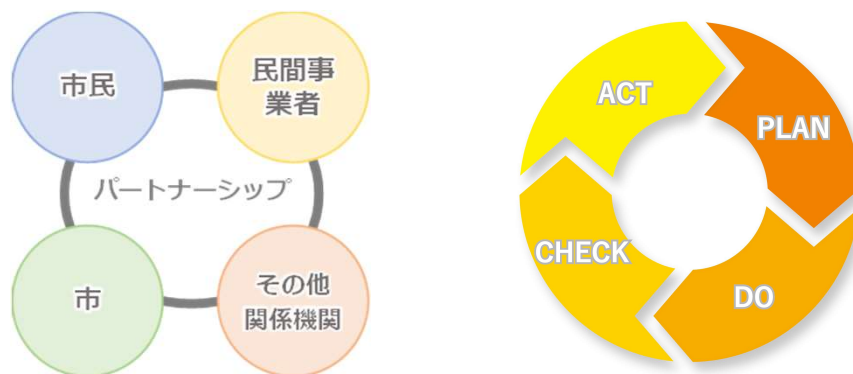
| 基本方針 | 指標項目 | 現状値 | 目標値 (令和9年度) |
|------------------|------------------------------|------------------------|--------------------|
| 1. 自転車通行空間の整備 | 矢羽根型路面表示の整備対象路線における自転車の車道通行率 | 都心部：36% (2022年度) | 都心部：40% 郊外部：40% |
| 2. 総合的な駐輪対策の推進 | 都心部の路上放置自転車の台数 | 1,763台 (2022年度) | 約800台 |
| 3. 自転車の安全利用の促進 | 交通ルールを実践して自転車を利用している人の割合 | 約5割※1 (2020年度) | 約6割 |
| | 自転車保険の加入割合 | 約4割※2 (2019年度) | 約6割 |
| 4. 幅広い自転車活用機会の創出 | 観光で自転車を利用する人 | 約10万人※3 (2021年度) | 約22万人 |
| | シェアサイクルの1日平均利用回数 | 約1,500回※4 (直近4か年平均) | 約2,000回 |

※1 R2アンケートで把握した「車道は左側を走行する」と「歩道は歩行者優先で車道よりを徐行する」を実践している人の割合から推計
 ※2 R1アンケートで把握した自転車利用者の自転車保険の加入割合
 ※3 R4年度に来札した観光客へのアンケートで把握した「観光・旅行中に札幌市内で自転車を利用した人の割合」とR3年度の来札観光客数から推計
 ※4 ポロクルが現行のサービスを導入したR1～R4年度の延べ利用回数と運営日数から算出

05 推進体制とフォローアップ

本計画は、自転車の総合的な活用を図るものであり、施策は多岐にわたります。したがって、幅広い分野の各関係機関が一体的かつ横断的なパートナーシップ体制を構築し、相互に連携を図りながら計画を推進していきます。

また、PDCAの考え方にに基づき、進捗状況や社会情勢の変化、法令の改正等を踏まえ、新たな施策を追加するなど、必要に応じて計画目標達成に向けた見直しを適宜実施し、本計画の着実な推進を図ります。



「自転車安全利用五則」を守りましょう！

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

② 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。また、道路標識等により一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

⑤ ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童の保護責任者は、幼児・児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。



札幌市自転車活用推進計画（概要版）

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課

TEL：011-211-2275 FAX：011-218-5114

URL：<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/jitennsya/jitensya-keikaku.html>

